

令和4年第11回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年11月10日（木）

午後2時03分から午後3時15分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1番	正垣 安博	2番	田口 昭也	3番	中山 秀光
4番	坂下 憲明	5番	欠	6番	本郷 幸弘
7番	本崎 弘	8番	山田 哲郎	9番	川村 良行
10番	坂本 節子	11番	吉田 次一	12番	城塚 正
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	欠
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
村田 彰	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

澤村 輝彦

農地利用最適化推進委員

中林 則文

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時03分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第55号 事業計画変更承認申請について

日程第5 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第57号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第58号 農地の公売に係る買受適格証明願の適格認定について

日程第8 議案第59号 農地・非農地の判断について

日程第9 議案第60号 空き家に付随した農地の指定取り消し申請について

開 会 (午後2時03分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和4年第11回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数13名中12名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び宇城市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。暦の上では、冬至を過ぎまして冬を迎えていますけれども、気温も高く穏やかな日が続いています。私は柑橘を栽培していますが、ちょっと一雨ほしいと思っているところでございます。

また、専門家によりますと、新型コロナウイルスが第8波の入口にかかっているということですが、感染状態が広がらないことを願っております。

それから総会終了後に、農業者年金についての研修を計画していますので皆さんよろしくをお願いします。

それでは審議に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 これより令和4年第11回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、10番 坂本委員、11番 吉田委員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日1日と決定されました。

議 長 日程第3、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第54号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年11月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号1番は、	三角5	五嶋委員より
申請番号2番は、	三角1	中田委員より
申請番号3番は、	三角4	村山委員より
申請番号4番は、	三角2	上村祐二委員より
申請番号5番は、	松橋2	村田委員より
申請番号6番は、	6番	本郷委員より
申請番号7番及び8番は、	7番	本崎委員より
申請番号9番は、	松橋5	上村君博委員より
申請番号10番は、	小川1	森田委員より
申請番号11番は、	小川5	野田委員より
申請番号12番及び13番は、	13番	本田委員より
申請番号14番は、	豊野2	川端委員より

それぞれ説明を求めます。

五嶋推進委員

申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人は十数年前から市外にお住まいです。申請理由は新規就農となっていますが、譲受人の〇〇さんをご夫婦でこちらに移住して来るということで、空き家に付随する農地の購入になります。農業機械は耕運機1台しか所有されていませんが、農地の面積は狭く、ジャガイモ、サツマイモ等を作っていききたいということです。現在の仕事は〇〇の販売をされていますが、60歳を機にこちらに移住して来て、農業をしていききたいということでした。隣接農地はありませんので何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

中田推進委員

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。こちらでも新規就農で空き家に付随する農地の購入でございまして、来春、現在の仕事を退職され、こちらに移住するということでした。トマト、ナス、キュウリ、キャベツなど季節の野菜を栽培し、農業機械は草刈り機、チェーンソー、トラック、耕運機などを所有されており、何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

村山推進委員

申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲受人は数

年前から当該農地を耕作されており、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

**上村祐二推進
委員**

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による他人間の贈与です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇に住んでおられます。お父さんは 10 年前にこちらで亡くなっておられますが、お母さんは現在、△△に住んでおられ、農地の手入れが出来ず荒れるばかりで、今回の贈与となりました。なお、譲受人の〇〇さんは〇〇の社長でもあり、皆様もご存じのとおり△△の代表でもあります。家族も含め従業員 20 名で〇〇を栽培されておられます。今回の贈与によりまして、水稻、イチゴ、ジャガイモ、柿などを栽培したいということですが、中でもイチゴは観光農園にしたいということでした。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

村田推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模による売買です。譲受人の〇〇さんは、〇〇でみかんを作っておられますが、当該農地にはジャガイモを植えられるということでした。場所は〇〇学校の北側になります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

本郷委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人が自身で耕作ができないということで、近くにお住いの譲受人に相談をされまして、今回の売買になりました。譲受人は、現在は水稻、レンコンを作っておられますので、取得されました農地につきましても有効に活用されると思いますので、許可は可能だと思います。ご審議よろしくお願い申し上げます。

本崎委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲受人は現在、〇〇業を経営されておりますが、娘夫婦が近くに家を建てられたこともあり、自身が新規就農として農業を頑張りたいということでした。農業機械は近くの農家にお願ひし、順次、揃えていきたいということです。以前から保有している土地も含めて、頑張って耕作していきたいということです。地域にも長く住んでおられますし、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願い申し上げます。

続きまして申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。母から嫁ぎ先の娘への贈与です。譲受人は現在、〇〇に住んでおられますが、農業をしたいと言っておられ、実家は元々畜産農家だったということから刈り取り機などの機械も揃えてあります。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

**上村君博推進
委員**

申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、土地については譲受人が管理、耕作されています。この度、譲渡人が高齢のため贈与したいということでしたが、譲受人が無償ではなく購入したいということで、今回の売買になったということです。問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

森田推進委員

申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は義理の親子で、農地の場所が譲受人の自宅の近くにあり、今回の売買になったということです。ご審議よろしくをお願いします。

野田推進委員

申請番号 11 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間の贈与になります。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

本田委員

申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は現在、〇〇で農業兼民宿を夫婦で経営されておりますが、申請地の畑が竹林化しているので、民宿で利用する野菜やタケノコを採取できる申請地を購入されるということです。農業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においても効率的に利用されると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能かと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

続きまして、申請番号 13 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による贈与になります。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人は〇〇業をされていますが、農業との兼業を始めるとことです。機械の所有状況、地域との調和要件にも支障はなく、取得後も効率的に利用すると認められることから、許可は可能かと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

川端推進委員

申請番号 14 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請農地は譲受人の土地が隣接していまして、隣接地にはセンダンの苗が植えられています。申請農地にもセンダンの苗を植える計画です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 14 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員の質問、ご意見をお尋ねします。

五嶋推進委員

はい。

議 長 はい。五嶋推進委員。

五嶋推進委員 申請番号 14 番について質問します。経営作物がセンダンとなっていますが、センダンは経営作物としてどういう収入の仕方があるのかお尋ねします。

議 長 事務局お願いします。

事務局 センダンは木として販売されるのではなく、苗として販売される目的で栽培されるということです。

五嶋推進委員 苗木屋ということですか。

事務局 苗木屋を本業とされている訳ではありませんが、農業の収入のひとつとして苗木を販売しているということです。

議 長 五嶋委員、よろしいでしょうか。

五嶋推進委員 はい。ありがとうございました。

議 長 他に何か、質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 54 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 54 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 55 号「事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 55 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 55 号、事業計画変更承認申請について
事業計画変更承認申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。
令和 4 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、事業計画変更承認を受けるため農業委員会の議決が必要である。
続けて詳細説明をいたします。

当初、申請者は申請地に倉庫を建築する計画で、農地法第5条の許可を平成30年10月11日付けで受けていましたが、その後、倉庫及び個人住宅の一部として利用することとなったため、利用目的が変更となり、今回の申請となりました。周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、審議番号1番につきまして、事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第55号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第55号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第56号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和4年11月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号1番は、	6番	本郷委員より
	申請番号2番及び3番は、	7番	本崎委員より
	申請番号4番から6番は、	松橋2	村田委員より
	申請番号7番は、	9番	川村委員より

申請番号 8 番は、小川 5 野田委員より
それぞれ説明を求めます。

本郷委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は土仮置場及び現場事務所です。場所は〇〇地区の海岸堤防沿いにありまして、ここに排水機場があります。その排水機場への通路を作るための現場事務所を設置したいということでの一時転用です。工事が先に進んでおり、始末書が添付されております。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場です。場所は〇〇線〇〇バス停より東に 50m ぐらい入った所です。この農地は周りが開発されて字図のとおり進入路がない状況になっています。隣にある譲受人の資材置場を拡張するということで、今回の申請になりました。隣接同意、排水同意も取られており問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇線〇〇の〇〇学校近くになります。転用理由は〇〇線拡幅工事のための一時転用です。この工事で発生した廃土を一時的に仮置きするためのものです。工期が 3 月末までであり、工事が終われば土を取り除いて元の田にするものです。隣接同意、排水同意は取られており何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

村田推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅です。場所は〇〇市営団地がありますが、そこから 2～300m 西へ行った所になります。隣接同意、排水同意は取られております。民家に囲まれた所であります。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は建売住宅です。2 階建住宅を 5 棟建設するということです。場所は〇〇の〇〇を 300m ぐらい入った所で、民家に囲まれています。隣接農地はありません。排水同意は取られております。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は貸駐車場です。場所は〇〇線沿いの〇〇より西へ 4～500m 入った所の道路沿いです。排水同意は取られていますが、隣接同意が取られておりません。写真の一段高くなっている所が隣接の畑ですが、以前は上の方から農業機械を入れていたということですが、家が建ち、農業機械が入れなくなったということです。さらに駐車場が作られると進入路がなくなり、困るということです。それで、〇〇地区現地検討会で現場を確認しまして、写真のブロックがあるところに里道がありまして、ここから農業機械が入れるということで、現地検討会では許可は可能であると判断しました。本案件は隣接同意が取られておりませんので、他の案件と採決を分けていただければと思います。ご審議

よろしくお願いします。

川村委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。場所は〇〇から 300m以内にあり第 3 種農地になっています。近くに〇〇保育園、〇〇学校もあり住宅地に囲まれた一角にあります。借人が既に砂利を敷いており、始末書が添付されています。隣接農地はありません。排水同意はあり、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

野田推進委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場です。場所は〇〇から 150m行った所の信号を左に 30m行って橋を渡った所になります。25 年ぐらい前から使われており、始末書添付となっております。隣接同意、排水同意も取れており何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ここで事務局より、案件につきまして農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番につきましては、農振農用地区域内にある農地ではありますが、5 カ月間の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番及び 6 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、5 カ月間の一時転用となり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 5 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 7 番及び 8 番につきましては、〇〇から 300m以内の農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

ここで申請番号 1 番につきまして、〇〇地区の委員の皆様へ 1 点補足をさせ

ていただきたいと思います。現地検討会の際に申請地近くの農地を借人が工事で利用していたため、申請が必要ではないかとのご意見がありましたので、その後、確認をしましたところ、当該農地は既に県の所有地となっており、現在は通路として利用されています。このように国や県などが道路や通路に使用する場合は、許可不用として取り扱ってよいと定めてありまして、転用申請は不要となっていることをご報告いたします。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番から 8 番につきまして、説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

本崎委員

はい。

議 長

はい。本崎委員。

本崎委員

先ほど、村田委員からご説明いただきました、申請番号 6 番の隣接同意がないという案件につきまして、〇〇地区現地検討会での意見をお伝えします。

隣接同意につきましては、申請者から隣接同意に関する理由書が申請時に添付されており、その中で、隣接農地所有者は、申請地が転用されると農地への出入りができなくなるということで、同意されなかったと記載がありました。

ただし、先ほど村田委員から説明があったとおり、隣接農地と申請地の間には総会資料の 14 ページの字図をみていただきますと分かりますように、里道があります。隣接農地へ行く場合、申請地を通らずとも、この里道を利用できると考えています。現地検討会時にこの里道の境界の幅を確認しましたが、農業用機械は行き来できる幅であることを確認しております。

また、理由書には、申請地の所有者である譲渡人は、隣接農地所有者へ申請地を利用した農地の出入りを承諾している約束等はしていないということです。次に、今後、隣接農地所有者から農地の出入りなど、現状ある道路の拡張等の相談があった際は、譲受人は全面的に協力する旨の、以上 2 点の記載がありました。

そのため〇〇地区現地検討会では、以上のような意見になりました。ただし、通常の案件と違い、隣接同意者から同意いただいていない案件になります。皆様のご意見を伺いたいと思いますので、案件の採決は、他の案件とは分けてお願いできればと思います。以上です。

議 長

他に何か質問等はありませんか。

(意見なし)

- 議 長** 意見もないようですので、採決に移ります。
- 村田委員及び本崎委員から提案があったとおり、申請番号 6 番につきましては、他の案件と分けて採決をしたいと思います。
- 議 長** まず、議案第 56 号の申請番号 1 番から 5 番、7 番及び 8 番につきまして、審議いたします。
- 承認されます方の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- 議 長** 全員挙手です。よって議案第 56 号の申請番号 1 番から 5 番、7 番及び 8 番につきましては、原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** 次に議案第 56 号の申請番号 6 番につきまして、採決を行います。
- 承認されます方の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- 議 長** 挙手多数です。よって議案第 56 号の申請番号 6 番につきましては、原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** 日程第 6、議案第 57 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
- 議案第 57 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。
- 事務局** 議案第 57 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。
- 令和4年11月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
- 基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農地利利用集積計画案を決定するため、審議を求める。
- 議 長** 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。
- それでは、議案の 19 ページから 21 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 405 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 今月は、農業公社売り渡しが2件と、農業公社買い入れが3件です。面積は、5件中、田が32,130㎡、畑が736㎡、合計が32,866㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

川村委員 はい。

議 長 はい。川村委員。

川村委員 申請番号5番について質問します。新規就農者の経営面積が〇〇㎡と狭小で、これで面積要件を満たすのかと思ひまして質問します。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 この件につきましては、今回第3条と利用権が、同時に申請がありまして、併せて3000㎡以上耕作される計画です。

議 長 川村委員、よろしいでしょうか。

川村委員 はい、わかりました。

議 長 他に何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第57号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

事務局 全員挙手です。よって議案第57号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第7、議案第58号「農地の公売に係る買受適格証明願の適格認定について」を上程し、議題といたします。
議案第58号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 58 号、「農地の競売に係る買受適格証明願の適格認定について」
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和4年11月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領
の第1の2の（1）の規定により意見を決定するため、審議を求める。

続いて、買受適格証明につきましてご説明いたします。市の公売にかかった
農地を入札しようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができ
る者であることを証明する書類が必要となります。これを買受適格証明といい
ます。申請者の要件が農地法上適格であるかを審査し、証明書を交付します。
申請者は証明書の交付を受け、公売に参加することになります。そして、落札
後、改めて農地法第3条の許可申請書が提出され、買受適格証明願の審査時と
同一内容であると認められた場合は、許可書を交付するものです。買受適格証
明願の承認と、落札した場合の農地法第3条の許可申請を併せて審議すること
となります。

議 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、3条の規定と同等でありますので、
13番本田委員より説明を求めます。

本田委員

申請番号1番について、説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は
農地の公売に係る買受適格証明願の申請になります。申請人は〇〇町〇〇で〇
〇を経営する傍ら農業も家族全員で営まれており、米、ジャガイモ、里芋を栽
培されております。機械の所有状況、地域との調和要件、農作業従事要件、取
得後の効率要件を満たしており、問題ないかと思われます。ご審議よろしくお
願いします。

議 長

ただ今、委員より説明がありましたが、案件につきまして、何か質問、ご意
見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言を
お願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長

意見もないようですので、議案第 58 号につきまして、承認されます方の挙
手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長

全員挙手です。よって議案第 58 号は、原案どおり承認することに決定され
ました。

議 長 続きまして、ただ今の買受適格証明書交付の承認を受けた者が落札者となった場合は、農地法第 3 条申請につきまして、今回の審査をもって許可書を交付することを承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、落札者からの農地法第 3 条申請について、今回の審査及び承認をもって許可書を交付することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 59 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 59 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 59 号、「農地・非農地の判断について」
宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 4 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

今回、農地・非農地の判断につきまして、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断につきましては、〇〇地区及び〇〇地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会におきまして、非農地と判断しているところであります。ご審議よろしくお願いします。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

議 長 何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 59 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 59 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 9、議案第 60 号「空き家に付随した農地の指定取り消し申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 60 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局。

事務局

議案第 60 号、「空き家に付随した農地の指定取り消し申請について」
空き家に付随した農地の指定の取り消し申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 4 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取り扱い基準第 4 条第 2 項の規定により農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細につきましてご説明いたします。

今回、空き家に付随した農地の指定取り消しの申請書が提出され、本総会で承認を経て公示する必要があるため、皆様にお諮りするものです。本案件は畑 2 筆で面積は 901 m²です。空き家の所在地は総会議案記載のとおりです。当初申請者は、令和 4 年 2 月 14 日付けで宇城市登録空き家に付随した農地の指定を受けていましたが、その後、農地転用及び売買のため、今回の指定取り消しの申請となりました。

「宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準」の指定の解除要件の一つである「所有者又はその法定相続人から指定の取り消し申出があったとき」に該当するため、問題はないと考えられます。ご審議よろしく願います。以上です。

議 長

ただ今、事務局より説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 60 号につきまして承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 60 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、令和 4 年 11 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後 3 時 15 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。

